

# 定 款

一般社団法人

日本eスポーツ検定協会

Japan eSports Certification Association

**JeSCA**

# 定 款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本eスポーツ検定協会と称する。

2 この法人の英文名は、Japan eSports Certification Association(略称 JeSCA)とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を小山市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 この法人は、eスポーツに関する、資質、知識、技能などの能力について審査を行い、等級を評価することにより、eスポーツに対する学習意欲の喚起、職業教育の充実、及び職業人の職業技能の向上に必要な知識の習得に資するため、その習得した能力を検定し、及びその能力を養成し、広く e スポーツに対する理解尊重の念と認識を高めるため、第4条に掲げる事業を行い、もってわが国の e スポーツ文化教育の発展と振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) eスポーツに関する検定の実施並びに合格者の登録、合格証及び合格証明書の発行
- (2) eスポーツ教育に関する講習会、セミナーの開催
- (3) 認定審査事業の普及、啓発
- (4) 前号の目的を達成するため出版物監修及び著作権提供
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

### (公告の方法)

第5条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

### (法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した e スポーツ及びエンターテインメント・テクノロジー等、関連事業を業務とする個人又は企業、団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は企業、団体

### (会員資格の取得)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、この法人の正会員のうち入会の日から1年を経過している者2名の推薦を得て、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 この法人の賛助会員になろうとする者は、この法人の正会員のうち入会の日から1年を経過している者1名の推薦を得て、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、会費等に関する規則に基づき会費を支払わなければならない。
- 3 入会金はいかなる事由があっても返還しない。
- 4 既納の会費は原則として返還しない。ただし、会費等に関する規則に基づき返還する場合がある。

### (会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 各会員に関する規則に定める期間分の会費を滞納したとき。
- (3) 各会員に関する規則に定める期間、連絡先が不明であるとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (6) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (7) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

### 第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催する。必要がある場合には臨時社員総会を開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、理事長は社員総会の日<sup>1</sup>の 1 週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

3 社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、理事長は社員総会の日<sup>2</sup>の 2 週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 社員総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、理事長は社員総会の日<sup>3</sup>の 2 週間前までに、正会員に対して、電磁的方法により、会議の日時、場所、目的である事項を記載した通知を発しなければならない。

5 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。社員総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会を招集しなければならない。この場合の臨時社員総会の招集は、1 週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法により通知する。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、理事長が務める。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事長及び役員<sup>4</sup>の解任
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 役員等の責任の一部免除

- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 19 条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、記名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第 22 条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

## 第 4 章 役員

(役員を設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2 名以上 10 名以内
  - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、1 名を副理事長、2 名を専務理事、2 名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち 8 名以内は正会員（正会員が法人であるときは当該正会員の代表者）のうちから社員総会において選任し、2 名以内は有識者のうちから社員総会において選任し、理事長が委嘱する。
- 3 監事のうち 2 名以内は正会員（正会員が法人であるときは当該正会員の代表者）のうちから社員総会において選任し、1 名以内は有識者のうちから社員総会において選任し、理事長が委嘱する。
- 4 前項の正会員から選任される理事の候補者を 10 名以上の者の中から選出する必要がある場合には、別に定める役員選挙細則により決定される 10 名の当選人を社員総会における理事の候補者とするものとする。また、監事の候補者を 3 名以上の者の中から選出する必要がある場合には、別に定める役員選挙細則により決定される 3 名の当選人を社員総会における監事の候補者とするものとする。
- 5 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 7 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(役員任期)

- 第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員退任等)

- 第 28 条 正会員がその資格を喪失した場合に、当該正会員（正会員が法人であるときは当該正会員の代表者）がこの法人の役員であるときは、退任するものとする。
- 2 法人である正会員の代表者が辞任、死亡等により当該正会員の代表者たる資格を喪失した場合に、その者がこの法人の役員であるときは、退任したものとする。

(役員解任)

- 第 29 条 理事及び監事が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、理事会及び社員総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第 30 条 理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において定める額を報酬等として支給することができる。
- 2 監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、監事の協議によって定める額を報酬等として支給することができる。
- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、理事会の決議により別に定める。

(忠実義務)

- 第 31 条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、この法人のために忠実に、その職務を行わなければならない。



(自己取引及び利益相反取引)

第 32 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任免除)

第 33 条 この法人は、役員の実任免除・財団法人法第 111 条第 1 項の理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、顧問等)

第 34 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、会長、相談役、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長、会長、相談役、顧問及び参与は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 名誉会長、会長、相談役、顧問及び参与は、理事会の決議に基づき選任する。

4 相談役、顧問及び参与の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 名誉会長、会長、相談役、顧問及び参与に対しては、理事会の決議に基づき報酬等を支給することができる。

6 名誉会長、会長、相談役、顧問及び参与は、その職務を行うために要する費用の支払いについては、第 30 条第 3 項と同様の扱いとする。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 35 条 この法人は、理事会を置くこともできる。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見をのべるものとする。

(権限)

第 36 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、毎事業年度に 2 回以上招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったときは、理事長は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数と決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 40 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事がその提案について異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 43 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

## 第 6 章 委員会

(委員会)

第 44 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 46 条 この法人の事業計画書及び収支予算書または正味財産増減予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 基金

### (基金の拠出)

第48条 この法人は、正会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

### (基金拠出者の権利)

第49条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

### (基金の取扱い)

第50条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、社員総会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

### (基金の返還)

第51条 法人の解散時には基金の返還に係る債務の弁済は、その他の債務の弁済後でなければすることができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第53条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属等)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は剰余金の分配を行わない。

## 第10章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長、部長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 補則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時役員は次のとおりとする。

設立時理事 齋藤 武士 石川 昌央 小島 誠一 菊池 彩加

設立時代表理事 齋藤 武士

設立時監事 荒川 良太

3 この法人の設立時の社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

栃木県小山市駅東通り一丁目10番21号

齋藤 武士

石川 昌央

小島 誠一

菊池 彩加

荒川 良太

- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。
- 5 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本 e スポーツ検定協会を設立のため、設立時社員齋藤武士外 4 名の定款作成代理人である行政書士池間良は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 3 年 1 月 16 日

設立時社員 栃木県小山市駅東通り一丁目 1 0 番 2 1 号  
齋藤 武士

設立時社員  
石川 昌央

設立時社員  
小島 誠一

設立時社員  
菊池 彩加

設立時社員  
荒川 良太

上記発起人の定款作成代理人

栃木県小山市城東一丁目 6 番 3 2 号  
行政書士 池間 良